

会報 全住協

2023
1月



一般
社団法人

全国住宅産業協会

◆◆◆◆◆ 年頭所感 ◆◆◆◆◆



一般社団法人 全国住宅産業協会

会 長 馬 場 研 治



謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の流行は、4年目を迎えることとなり、国内での累計感染者数は2,900万人を超えましたが、海外からの入国制限の緩和や感染者・濃厚接触者の隔離・待機期間の短縮、全国旅行支援の実施などにより経済活動の活性化が図られております。また、治療薬の開発や感染症法に基づく分類について「2類」からインフルエンザと同じ「5類」への緩和も検討されるなど、今後はさらに、感染拡大防止と社会経済活動を両立させる取組みが展開されるものと思います。

経済状況を見ますと、ロシアのウクライナ侵攻に端を発したエネルギー、食料、原材料の高騰により世界的にインフレ傾向にあり、各国で金融引締めが強化され景気の回復ペースが鈍化しています。また、国内においても円安の進行による物価上昇や所得の伸び悩みにより、先行き不透明な状況が続いております。

住宅・不動産市場については、新設住宅着工戸数はコロナ禍前の水準には戻っておりませんが、回復傾向にあります。一方で建築コストの高止まりや事業用地の取得難などの要因から都市部を中心に今後も住宅価格が低下することは期待できないのが実情です。こうした状況の中で一次取得者の住宅需要が停滞することが危惧されております。

昨年12月に発表された令和5年度税制改正大綱

では、新たに長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税の特例措置が創設されました。現在、約686万戸のマンションストックがありますが、居住者の高齢化と同時に住宅の老朽化も進行しております。こうしたマンションを良好に維持するためには大規模修繕工事を定期的に行う必要がありますが、修繕積立金が不足し必要な工事が適切に行われない事例が見受けられます。背景には、居住者の修繕計画に対する認識の低さや年々上昇している修繕費用負担などの要因が考えられます。このたびの制度創設が良好なストックを次世代に引き継ぐための有効な第一歩となることを期待しております。

また、買取再販で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置の延長、空き家の発生を抑制するための譲渡所得課税特例措置の拡充・延長、低未利用地の適切な利用・管理を促進するための長期譲渡所得100万円特別控除制度の拡充・延長、土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の軽減措置の延長など当協会が要望した多くの項目が実現しました。これらの措置は、低迷する住宅投資に対し効果的な需要喚起につながるなど経済の回復に寄与するものと思われます。

今年、日本の総世帯数は約5,420万世帯とピークを迎え、一方住宅総数は約6,540万戸に増加すると予測されています。表面的な数字だけを見れば、

住宅総数が世帯数に対し、1,000万戸以上も余る時代が到来することになります。しかしながら質の面では次世代に引き継ぐ良質な住宅が確保されているとは言えません。空き家の有効な利活用やある程度の住宅性能を有する住宅をリフォームによって再生することはもとより、利用されることのない空き家を含め、耐震性が不足している住宅などの除却・建替えを推進することも重要です。

2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス2013年度比46%削減の実現に向け、建築物省エネ法が改正され、2025年度までに全ての新築住宅・非住宅の省エネ基準適合義務化など地球温暖化対策が強化されています。一方、昨年10月に住宅金融支援機構のグリーンリフォームローンが創設され、本年3月からは新たに創設された「こどもエコすまい支援事業」の申請受付開始が予定されるなど、具体的な支援策も打ち出されています。当協会としても実現に向けて、会員一同努力してまいります。急激な規制強化は、住宅の供給そのものに支障をきたすだけでなく、購入者へも過大な負担を強いることとなります。目標達成のためには、購入者に省エネの必要性、そのための費用や将来的に還元されるメリットを理解してもらうことが肝心です。税制・金融・支援措置の拡充・創設、制度・手法の合理化・簡素化など種々の環境整備を講じる必要があると思います。

その他、現状の住宅・不動産業界を見れば、所有者不明土地や増え続ける空き家の解消、地震や台風・集中豪雨など自然災害対策、世帯構成の変化や多様化するライフスタイルへの対応、二拠点居住の推進、既存住宅の流通促進、老朽マンションの建替え問題、不動産DXの普及促進など多くの課題に直面しています。当協会は、会員の特徴である全国区の機動力と柔軟性を活かし、国民の豊かな住生活を実現するために、こうした課題に全力で取り組んでまいり所存です。全国1,700社を超える会員の英知と熱意を結集し、住宅・不動産業を核とする日本経済の発展に寄与すべく、協会活動に邁進してまいります。会員並びに関係の皆様方の倍旧のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方のますますのご発展とご健勝を祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



目次

- | | | | |
|-----------------------|---|------------------------|----|
| ・令和5年年頭所感…………… | 1 | ・令和5年度全住協教育研修体系について… | 7 |
| ・令和5年度住宅・土地関係税制改正概要… | 3 | ・不動産後見アドバイザー資格講習会のご案内… | 9 |
| ・明海大学企業推薦特別入学試験(B日程)… | 6 | ・協会だより…………… | 10 |

令和5年度住宅・土地関係税制改正概要

政府与党は12月16日に、「令和5年度税制改正大綱」を発表した。住宅・土地関連の主要項目は、以下のとおりである。

【経済社会活動の確実な回復と経済好循環の加速・拡大】

（土地の有効活用による投資促進と不動産市場の活性化）

長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長(所得税・法人税)

【特例措置の内容】

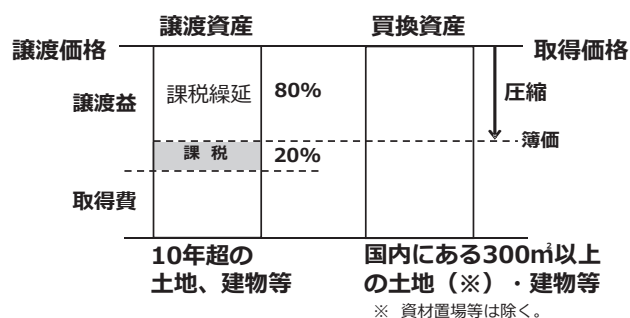
〔法人税・所得税〕

10年超保有する事業用資産を譲渡し、新たに事業用資産を取得した場合、譲渡した事業用資産の譲渡益について、原則80%（外⇒三大都市圏等：75%、外⇒23区：70%）の課税繰延べ。

【結果】

現行の措置を3年間(令和5年4月1日～令和8年3月31日)延長する。

本社の買換えについて圧縮率を見直し(23区⇒外：90%、外⇒23区：60%)。



土地の所有権移転登記等に係る特例措置の延長(登録免許税)

【施策の背景】

土地の取得時の負担軽減により土地に対する需要を喚起することで、低未利用地の発生を抑制するとともに土地の流動化を通じた有効利用等の促進を図り、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとし、経済の好循環を加速・拡大させる。

【特例措置の内容】

〔登録免許税〕

土地の所有権移転登記等に係る税率を軽減

【結果】

現行の措置を3年間(令和5年4月1日～令和8年3月31日)延長する。

対象	本則	特例
所有権移転登記	2%	1.5%
信託登記	0.4%	0.3%

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税)

【特例措置の内容】

〔所得税・個人住民税等〕

一定の事業のために土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得(2,000万円以下の部分)に係る税率を軽減。

【結果】

対象事業を一部見直しの上、現行の措置を3年間(令和5年1月1日～令和7年12月31日)延長する。

	所得税	個人住民税	合計
本則	15%	5%	20%
特例	10%	4%	14%
軽減部分	5%	1%	6%

※法人は、重課制度(長期5%)が適用除外。
(重課制度は令和7年度末まで課税)

低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置(100万円控除)の拡充・延長(所得税・個人住民税)

住宅・土地関係税制改正概要

【特例措置の内容】

〔所得税・個人住民税〕

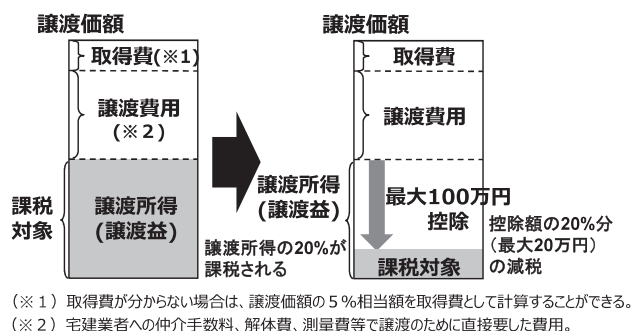
個人が、譲渡価額が500万円以下であって、都市計画区域内にある一定の低未利用地(※)を譲渡した場合に、長期譲渡所得から100万円を控除。

※譲渡前に低未利用であること及び譲渡後に買主により利用されることについて市区町村が確認したものに限る。

【結果】

現行の措置を3年間(令和5年1月1日～令和7年12月31日)延長する。また、以下の土地は譲渡価額の要件につき上限を800万円に引き上げる。

- ①市街化区域又は非線引き都市計画区域のうち用途地域設定区域に所在する土地
- ②所有者不明土地対策計画を策定した自治体の都市計画区域内に所在する土地



リート及び特定目的会社が取得する不動産に係る特例措置の延長(登録免許税・不動産取得税)

【特例措置の内容】

リート及び特定目的会社が取得する不動産について、以下の措置を講じる。

〔登録免許税〕

- ・移転登記に係る税率を軽減
(本則2%→1.3%)

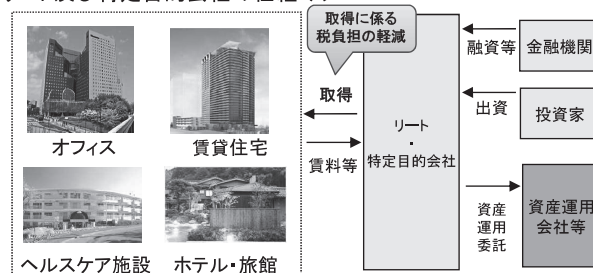
〔不動産取得税〕

- ・課税標準から3/5控除

【結果】

現行の措置を2年間(令和5年4月1日～令和7年3月31日)延長する。

＜リート及び特定目的会社の仕組み＞



不動産特定共同事業において取得される不動産に係る特例措置の拡充・延長(登録免許税・不動産取得税)

【特例措置の内容】

不動産特定共同事業法上の特例事業者等が取得する不動産について以下の措置を講じる。

〔登録免許税〕

税率軽減

- ・移転登記：2%→1.3%
- ・保存登記：0.4%→0.3%

〔不動産取得税〕

課税標準から1/2控除

【結果】

- ・現行の措置を2年間(令和5年4月1日～令和7年3月31日)延長する。
- ・不動産取得税の軽減対象に保育所を追加する。

＜不動産特定共同事業の概要＞



※不動産の再生等を行う。

【豊かな暮らしの実現と地域の活性化】

(住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保)

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する特例措置の創設(固定資産税)

住宅・土地関係税制改正概要

【特例措置の内容】

- 一定の要件を満たすマンションにおいて、長寿命化に資する大規模修繕工事(※1)が実施された場合に、その翌年度に課される建物部分の固定資産税額を減額する。

※1 屋根防水工事、床防水工事、外壁塗装等工事

- 減額割合は、1/6～1/2の範囲内(参酌基準：1/3)で市町村の条例で定める。

【対象となるマンションの要件】

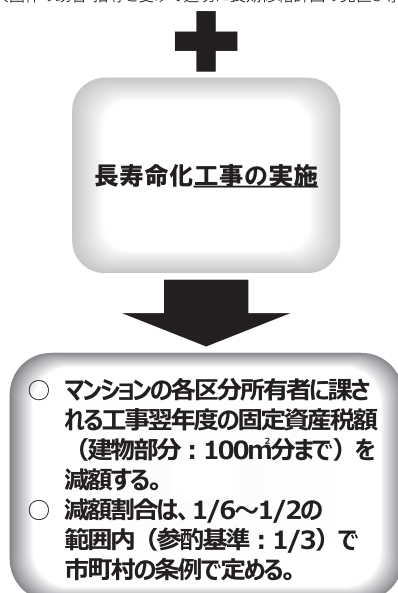
築後20年以上が経過している10戸以上のマンション

長寿命化工事を過去に1回以上適切に実施

長寿命化工事の実施に必要な積立金を確保

積立金を一定以上に引き上げ、
「管理計画の認定」を受けていること等(※2)

(※2) 地方公共団体の助言・指導を受けて適切に長期修繕計画の見直し等をした場合も対象



【結果】

上記について、2年間(令和5年4月1日～令和7年3月31日)の特例措置を創設する。

空き家の発生を抑制するための特例措置(3,000万円控除)の拡充・延長(所得税・個人住民税)

【特例措置の内容】

[所得税・個人住民税]

相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供して

いた家屋(※1)を相続した相続人が、当該家屋(耐震性のない場合は耐震改修をしたもの)に限り、その敷地を含む。)又は除却後の土地を譲渡した場合には、当該家屋又は土地の譲渡所得から3,000万円を特別控除。(令和5年12月31日までの譲渡が対象)

※1 昭和56年5月31日以前に建築され、相続の開始の直前(※2)において被相続人の居住の用に供されていたもの

※2 被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は、入所の直前

【結果】

- 現行の措置を4年間(令和6年1月1日～令和9年12月31日)延長する。
- 売買契約に基づき、買主が譲渡の日の属する年の翌年2月15日までに耐震改修又は除却の工事を行った場合、工事の実施が譲渡後であっても適用対象とする。

買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置の延長(不動産取得税)

【特例措置の内容】

買取再販で扱われる住宅・敷地のうち、一定の質の向上を図る耐震、省エネ、バリアフリー、水回り等のリフォーム工事を行った後、個人の自己居住用住宅として譲渡するものについて、不動産取得税(宅地建物取引業者の取得に係るもの)を以下の通り減額。

[住宅部分]

築年月日に応じ、一定額を減額(最大36万円)。

[敷地部分]

一定の場合(※1)に、税額から一定額(※2)を減額。

※1 対象住宅が「安心R住宅」である場合又は既存住宅売買瑕疵保責任保険に加入する場合。

※2 150万円又は家屋の床面積の2倍(200㎡を限度)に相当する土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じて得た額。

【結果】

現行の措置を2年間(令和5年4月1日～令和7年3月31日)延長する。

住宅・土地関係税制改正概要

サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長(不動産取得税・固定資産税)

【特例措置の内容】

[不動産取得税]

- ・家屋：課税標準から1,200万円/戸を控除。
- ・土地：税額から一定額(※)を減額。

※150万円又は家屋の床面積の2倍(200㎡を限度)に相当する土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じて得た額。

[固定資産税]

5年間、税額を減額。

減額割合は1/2～5/6の範囲内で市町村が条例で定める割合(参酌標準：2/3)。

＜上記の各特例措置の対象は、国からの建設費補助を受けていること等、一定の要件を満たすサービス付き高齢者向け住宅に限る。＞

【結果】

現行の措置を2年間(令和5年4月1日～令和7年3月31日)延長する。

【安全・安心なグリーン社会の実現】 (災害に強い強靱な国土・地域づくり)

耐震改修が行われた耐震診断義務付け対象建築物に係る税額の減額措置の延長(固定資産税)

【特例措置の内容】

[固定資産税]

耐震診断義務付け対象建築物で耐震診断結果が報告されたもののうち、政府の補助を受けて耐震改修工事を完了したものについて、工事完了の翌年度から2年間、税額を1/2減額(改修工事費の2.5%を限度)。

【結果】

現行の措置を3年間(令和5年4月1日～令和8年3月31日)延長する。

＜耐震改修工事の例＞補強材(筋かい)の設置



明海大学企業推薦特別入学試験

明海大学企業推薦特別入学試験(B日程)について

当協会は明海大学との「不動産学」の教育・研究に関する協定の一環として例年、総合型選抜(企業推薦)要項に基づき明海大学不動産学部への志願者を推薦している。本年度の企業推薦特別入学試験(B日程)の概要等は以下のとおり。

1. 出願条件

- (1) 明海大学不動産学部不動産学科での勉学を強く希望し、第一志望として入学を志し、合格後の入学を確約できる者。
- (2) 当協会に所属する企業に勤務している者、又は同大学卒業後に会員企業等への就職を希望する者。

2. 試験科目

小論文、面接

※小論文、面接、提出書類等の評価を総合的に判断し、可否を決定する。

3. 入学検定料

30,000円

4. 願書受付期間等

願書受付期間 令和5年2月21日(火)
～3月3日(金)

試験日 令和5年3月16日(木)
合格発表日 令和5年3月17日(金)

5. 募集人員

20名(A・B日程合計)

6. 資料請求・問合せ

(一社)全国住宅産業協会 事務局

T E L 03-3511-0611(担当 岩脇)

明海大学浦安キャンパス入試事務室

T E L 047-355-5116

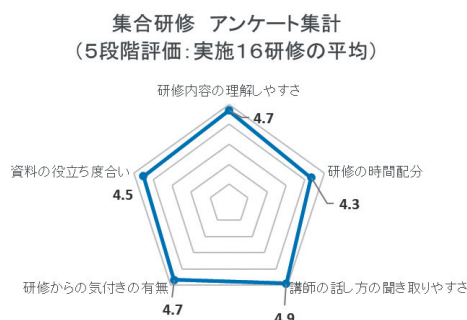
令和5年度 全住協教育研修体系について

1. 令和4年度の振り返り

本年度は新型コロナウイルス対策から一歩進んで、場所や時間にとらわれず学習できるオンデマンド研修の改良を進めつつ、グループ演習やロールプレイングなどが研修効果の源となるものについては、引き続き集合研修+Zoom配信を行うことで、研修全体の質とラインナップの両立を図りました。

<集合研修+Zoom配信>

会場に講師も受講者も集合して研修を行う集合研修に、Zoomでの配信を加えリモート参加も可能にしたハイブリッド型研修を本年度も実施しました。このスタイルの研修は受講者の「気付き」を最重要視し、講義解説と演習／実演（ロールプレイング）を交互に繰り返す設計になっていることが多く、会場参加者へのアンケートでも高評価をいただいています。

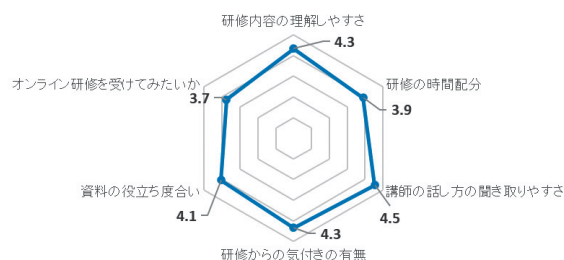


ただ、「研修の時間配分」について他の項目に比べ若干低いのは、やはり時間の制約上、一定時間でグループ演習などを終わらせる必要があります。実際に「他の参加者とのディスカッションがとても参考になるので、もっと続けたかった」という要望が寄せられています。

また、集合研修にZoomで参加した受講者のアンケートでは、「オンライン研修を受けてみたいか」という項目が相対的に低く出ています。これも、上記のグループ演習やディスカッションとの関連で言えば、Zoom参加者が会場参加者

との一体感をあまり感じられなかった可能性があります。この点は来年もZoom併用で研修会を実施していく中で、要改善ポイントとして認識しています。

WEB(Zoom)研修アンケート集計
(5段階評価:実施16研修の平均)



<オンデマンド研修>

オンデマンド研修は、主に職務スキル系の研修（ビジネス計数、契約法務、コンプライアンスなど）の動画を各自が視聴する、というスタイルのものです。利点はそれぞれの受講者のペースで学習できることですが、一方で講師や他の参加者とのやり取りがない中で画面を見続けるため、集合研修よりも集中力を保つことが難しくなりがちです。

時間的、地理的制約から、なかなか集合研修に参加できない方々も多い実情を考えると、より飽きさせない工夫や時間配分、講義以外の自分で考える時間を増やすなどの改良を引き続き行うことで、今後も多様な学習機会の確保を図ってまいります。

2. 令和5年度教育研修体系について

上記のような点を考慮しつつ、令和5年度については新人研修や人的スキル研修を集合研修+Zoom配信で行い、引き続き講師や参加者間とのやり取りからの気付きを重視してまいります。

一方、職務スキルのような仕事上で必要な知識を習得することを主目的とする研修においては、地理的、時間的制約にとらわれない学習機会の提供という観点から、引き続きオンデマンド型の研修も提供してまいります。

会員向け教育研修体系

また研修体系及び各研修を設計するに当たり
定めた、対象となる新人、中堅、管理職など各階層
の人財像目標を以下に掲げます。

(1) 新人

- 社会人としての心構えを身に付ける。
- 基本的なビジネススキルやマナーを身に付ける。
- 自ら課題を見つけ出し主体性(自ら考え行動する)を発揮できる自立型人財を育成する。

【研修例】

- ①ビジネスマナー ②基本行動・フォローアップ ③キャリアプラン ④コミュニケーション など

(2) 中堅社員

- リーダーシップを発揮し、チームの目標達成や業務の効率化を主導できるようにする。
- 上司へのフォローシップを身に付け、チームの成果を高められる人財を育成する。
- 組織の中核である中堅社員として、若手(後輩)社員の「育成・指導力」を身に付ける。

【研修例】

- ①問題解決 ②リーダーシップ ③部下育成

④コーチング など

(3) 管理職

- 組織で達成すべき目標・計画を立案、管理する「マネジメント力」を身に付ける。
- 管理職として「部下育成・指導力」を高め、部下の能力を最大限に引き出せるようになる。
- 「問題解決力」を身に付け、主体的に問題解決に向けて取組み、効率的な業務推進を図れる人財を育成する。

【研修例】

- ①マネジメント ②部下育成 ③問題解決 ④評価 など

以上、是非、この機会に社員に対する「学びの習慣付け」の一助として、当協会プログラムを活用ください。

なお、計画的な受講と費用抑制の観点から、「新人コース」という新入社員を対象に、必要な研修を体系立てて設計したコースや、研修受講ごとにご利用いただける回数券もご用意しています。詳細は事務局までお問合せください。

令和5年度 一般社団法人全国住宅産業協会 ＜教育研修体系図＞

階層	人間的スキル					職務スキル				
	リーダーシップ	組織運営/部下育成	キャリアプランニング	コミュニケーション	いまだ聞けない!	業界知識	営業/マーケティング	メンタルヘルス	ビジネス計数	コンプラ/契約法務
新人	新人社員研修 新人若手のための キャリアフォローアップ研修 新人住宅販売業務 スタートアップ研修	新人若手のための キャリアフォローアップ研修 新人住宅販売業務 スタートアップ研修	新人若手のための キャリアフォローアップ研修	新人若手のための キャリアフォローアップ研修	新人若手のための キャリアフォローアップ研修	新人社員研修2(基本行動定着) 新人自立研修	新人社員研修2(基本行動定着) 新人自立研修	新人自立研修	新人自立研修	新人自立研修
2-3年目	一人前社員になるための 目標管理と問題解決研修	新人教育担当者の ためのOJTのやり方研修	新人若手のためのキャリア フォローアップ研修	新人若手のための キャリアフォローアップ研修	新人若手のための キャリアフォローアップ研修	基礎実務研修会	基礎実務研修会	基礎実務研修会	基礎実務研修会	基礎実務研修会
中堅	周囲を動かすための リーダーシップ研修	チーム力を高める コーチング研修	人財を活かす部下 育成研修	人財を活かす部下 育成研修	人財を活かす部下 育成研修	公正競争規約研 修会	公正競争規約研 修会	公正競争規約研 修会	公正競争規約研 修会	公正競争規約研 修会
管理職	会社の未来を創る チェンジリーダー研修	メンバ ー支援 育成研 修	評価面 談考 慮研 修	評価面 談考 慮研 修	評価面 談考 慮研 修	リスクマ ネジメ ント研 修	リスクマ ネジメ ント研 修	リスクマ ネジメ ント研 修	リスクマ ネジメ ント研 修	リスクマ ネジメ ント研 修
役員/ 代表者	経営能力向上研修(次世代経営層含む): 戦略、リーダーシップ、財務会計、マーケティング、コンプライアンス、働き方改革など、実施時期未定 ・代表者向け協議会: 業界内外の経営者、文化人など、実施時期未定									

不動産後見アドバイザー資格講習会のご案内

組織委員会では、「後見制度と住宅・不動産」について東京大学教育学研究科生涯学習論研究室と共同研究を行っていますが、このたび、下記により標記資格講習会を開催いたします。

1. 開催概要

①WEBによる生配信 (Zoom予定)	
日 程	令和5年2月7日(火)～2月8日(水)
時 間	9:50～17:30
定 員	80名 ※定員に達し次第、締切り。
②WEBによる録画配信	
日 程	令和5年2月15日(水)～3月10日(金)
定 員	なし

2. 受講対象

- (1) 当協会会員（企業会員、賛助会員、団体会員協会所属会員）
- (2) 会員外（後見制度と住宅・不動産に関心のある一般の方、会員外の住宅・不動産事業者、福祉関連事業者、行政担当者等）

3. 受講料(消費税込み)

会 員 30,000円、会員外 40,000円

※早期割引キャンペーン

開催日程の1か月前までに受講申込みをされた場合、下記の金額とします。
会 員 20,000円、会員外 30,000円

4. 更 新

2年(更新料 会員 8,000円、会員外 10,000円
(消費税込み))

5. 修了要件

- (1) 講習会2日間の全講義受講
- (2) 録画配信後、別日程にてオンラインで実施する「理解度確認テスト」への合格
※理解度確認テストは、2日間の講義内容・講習テキスト内容等から出題

6. 結果発表

- (1) 全受講者へ「結果通知書」を後日送付
- (2) 合格者には「合格証」を後日送付

7. 主催等

- (1) 主催：(一社)全国住宅産業協会
- (2) 監修：東京大学 教育学研究科
生涯学習論研究室

8. 講習内容

1日目

不動産後見アドバイザー 資格の目的・内容
法定後見制度の概論
法定後見制度の基礎
任意後見制度の基礎
高齢社会の現状と成年後見の社会的背景
不動産関連業者による相談対応・支援 ～信託とファイナンス
居住支援の現状

2日目

不動産関連業者による相談対応・支援 ～相続と遺言
要配慮者の理解
要配慮者に関する法制度
要配慮者との不動産取引【解説】
要配慮者との不動産取引【事例】
建築関連法規の解説と実務

※講義内容・講義順序について変更となる場合があります。

9. 備 考

- ・受講申込者の予習を可能とするため、受講料入金確認後に講習テキストを事前送付
- ・受講料のカード決済が可能

10. 申込み・問合せ先

(一社)全国住宅産業協会
T E L 03-3511-0611

開催内容の詳細は、下記ホームページにてご確認ください。

[U R L] <https://www.zenjukyo.jp/kouken/>



協会だより

住所変更

会 社 名 (株)オープンハウスグループ
(株)オープンハウス・ディベロップメント
(株)オープンハウス・リアルエステート
(株)オープンハウス・プロパティマネジメント
新 住 所 〒100-7020・7021 東京都千代田区丸の内2-7-2 JPタワー20F
(総合受付)・21F

会 社 名 日本コミュニティー(株)
新 住 所 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-35-10 第三清水ビル(カテリーナ新宿御苑)2F(受付)・3F
T E L 03-5379-8414(従来どおり)
F A X 03-5379-8243(従来どおり)

会 社 名 (株)リロエステート
新 住 所 〒160-0022 東京都新宿区新宿4-3-25 TOKYU REIT新宿ビル2F
T E L 03-5312-8729(従来どおり)
F A X 03-5312-8756(従来どおり)

会 社 名 損害保険ジャパン(株)
新 住 所 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 損保ジャパン本社ビル
新 T E L 03-3349-5320
新 F A X 03-3343-6173

会 社 名 (株)K T キャピタル東京支店
新 住 所 〒108-0075 東京都港区港南2-16-1 品川East One Tower 7F
新 T E L 03-6894-2135
新 F A X 052-218-7009

社名・住所変更

旧 社 名 日本ファンディング(株)
新 社 名 J グランド(株)
新 住 所 〒150-6007 東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー7F
T E L 03-6634-9998(従来どおり)
F A X 03-6830-6647(従来どおり)

業務日誌

11月21日(月)	・公正競争規約研修会を開催。(主婦会館+オンライン)
22日(火)	・(公社)首都圏不動産公正取引協議会理事会に牧山代表理事ほかが出席。 (同協議会+オンライン)
25日(金)	・国土交通省改正建築物省エネ法・建築基準法の円滑施行に関する連絡会議に馬場会長が出席。(ベルサール半蔵門) ・令和5年度研修体系説明会を開催。(主婦会館)
28日(月)	・総務委員会を開催。(協会会議室)
30日(水)	・第107回全住協ゴルフコンペを開催。(小金井カントリークラブ)
12月2日(金)	・組織委員会を開催。(アルカディア市ヶ谷)
5日(月)	・菅義偉衆議院議員「新しい国づくりセミナー」に神山名誉会長が出席。(ホテルニューオータニ) ・政策委員会を開催。(ザ・キャピトルホテル東急)
12日(月)	・中高層委員会を開催。(明治記念館)
15日(木)	・戸建住宅委員会を開催。(明治記念館)
20日(火)	・(公社)首都圏不動産公正取引協議会理事会に牧山代表理事ほかが出席。 (同協議会+オンライン)

会報 全住協 通巻117号 発行 一般社団法人全国住宅産業協会
(令和5年1月10日発行) 編集 一般社団法人全国住宅産業協会事務局

全住協ビジネスショップのご紹介

全住協ビジネスショップは、組織委員会に設置した全住協ビジネスネットワーク(略称「ビジネスネット」)が認定した賛助会員等の取扱商品を、一般向けには行っていない特別価格・サービスにて会員企業向けに提供する仕組みです。会員の購買におけるメリットとなるとともに、会員間のさらなる交流が生まれています。今回は商品を提供している会員企業のうち2社の取扱商品をご紹介します。商品の詳細は、全住協ホームページの会員専用ページから「全住協ビジネスショップ専用サイト」にてご覧ください。

(株)ダイテック：注文分譲クラウドDX

DXが住宅事業を成功に導く 「注文分譲クラウドDX」は、住宅産業向けクラウド型基幹業務サービスです。



注文分譲クラウドDX

■ 積算・予算・工事・経理の一貫処理
煩雑な業務を一元化。省力化。生産性向上。

■ 電子受発注・電子承認でペーパーレス
コスト削減と事務処理のスピードUPを実現。

■ 住宅会社の全ての業務をデジタル化
見込管理から実行予算・発注・支払・商帳管理・アフター管理・経理まで、住宅会社の全ての仕事をクラウドで自動処理。デジタル化とペーパーレス化を実現します。さらに現場 Plus と連携して施工管理・工程管理もシームレス。住宅会社のDXを強力に推進します。

詳細はこちら

1. 電子受発注・電子承認で完全ペーパーレス
コスト削減と事務処理のスピード化を実現。
2. 積算・予算・工事・経理まで一貫処理
CADから積算、予算、工事、経理までの業務を一気通貫。
3. 法令対応
「インボイス」「電帳法」対応も安心。
4. サーバーからクラウドへ
安心クラウドでテレワーク、働き方改革、BCPを実現。
5. 連携機能で未来につながる
現場ロボットやウェアラブル端末、電子契約など連携の輪が広がる。

価 格

個別見積り 全住協ビジネスネット特典
 初期費用 5%割引
 初期教育 1 回分無償
 月額費用 3 か月間無償

問合せ先 クラウド営業部 T E L : 03-5762-8660
 E-mail : info-hanjo@komuten.jp

(株)トルネックス：エマージェンシーシートイレキット

停電・断水で起こるトイレ難民にならないために・・・



首都直下地震では停電・断水による大量のトイレ難民が心配されています。エマージェンシーシートイレキットは、停電・断水を想定した懐中電灯、ハンドジェル、便器にかぶせるトイレ袋、し尿の凝固剤など、トイレに必要な7アイテムをコンパクトなバッグに収納しました。トイレ袋30枚。2名で約3日分のトイレ専用キットです。

価 格

定価 5,450円税別(送料込み)
 全住協ビジネスネット特典
 4,100円税別(送料サービス)24%OFF

問合せ先 取締役事業推進部長(株)防災備蓄センター：野崎 一郎
 携帯電話 090-7028-6964 E-mail nozaki@bb-center.co.jp